

緊急時モニタリングに係る動員計画

- 防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、平成27年1月に「緊急時モニタリングに係る動員計画」が策定された。
- 緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の動員についてあらかじめ準備すべき事項、動員の要請の手順等を定め、要員及び資機材の円滑な動員に資することを目的とする。

<概要>

原子力災害対策指針においては、緊急時のモニタリングの実施に当たって、国、地方公共団体及び原子力事業者は、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら、連携し、必要に応じて補い合うこと、関係指定公共機関は専門機関として国、地方公共団体及び原子力事業者による緊急時モニタリングを支援することとされている。

- 動員計画においては、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の円滑な動員に資するため、
- 地方公共団体、原子力事業者、関係指定公共機関等（以下「関係機関」という）から動員可能な要員及び資機材の情報の調査方法
 - 上述の情報の更新の方法
 - 緊急時モニタリングセンター、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部）事務局及び関係機関の調整プロセス等について規定。

関係機関の保有資機材数
 （福井県、京都府、滋賀県を除く。）

	可搬型モニタリングポスト (台)	モニタリングカー (台)
国	35	9
道府県	208	16
電力事業者	55	22
関係指定公共機関	6	2

- ※ 「平成25年度緊急放射線モニタリングシステム動員可能資機材リスト策定等業務報告書」より作成。
- ※ 各資機材については保有数を記載。
- ※ 国の資機材については、大飯・高浜地区を除く全国の地方放射線モニタリング対策官事務所に配備されているものを記載。

➤ 固定観測局については、そこで測定された実測値に基づいて迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、原子力災害対策重点区域における全ての一時移転等の実施単位毎に設置されることが必要であり、既に大飯地区では既設モニタリングポストの値に基づき一時移転等を実施する範囲を関連付けている。福井県、京都府及び滋賀県については、既設モニタリングポストの全てについて非常用発電機等が設置されることとなっているほか、既設モニタリングポストの故障等に備え、可搬型モニタリングポスト等を保有している。

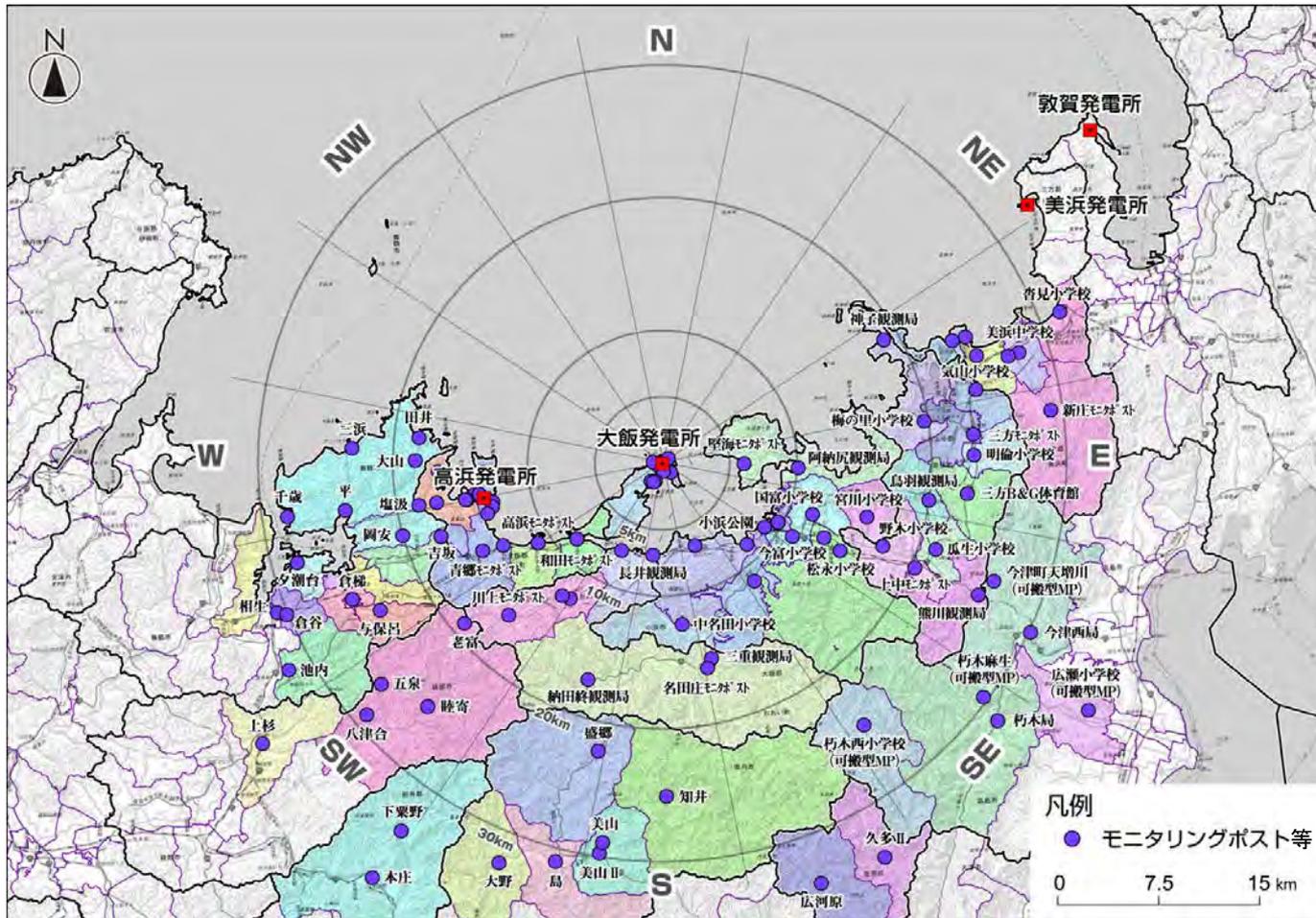


図 大飯地区における緊急時モニタリング体制と一時移転等の実施単位

- モニタリングポスト
 - ・モニタリングポスト等(計6台)で、周辺監視区域境界付近の放射線量等を測定
 - ※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
 - ・万一、モニタリングポスト等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポストを別途配備(6台)
- 可搬型モニタリングポスト
 - ・施設敷地緊急事態が発生した場合、可搬型モニタリングポストを設置して、原子炉格納施設を囲む8方位(モニタリングポスト等の代替用6台を含む10台)の放射線量を測定
- モニタリングカー
 - ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー(2台*)を配備
- 可搬型放射線計測装置
 - ・発電所及びその周辺の放射線量等を測定
- オフサイトの協力
 - ・緊急時モニタリングセンターに必要な人員を派遣するほか、状況に応じて可搬型モニタリングポスト等の資機材を活用して、オフサイトの緊急時モニタリングに協力



モニタリングポスト等【6台】



可搬型モニタリングポスト【10台】

(衛星系回線による通信機能付)



モニタリングカー【2台*】

* : 1台は高浜と共用



可搬式ダストサンプラ



ZnSシンチレーション
サーベイメータ



β線サーベイメータ



(サーベイメータ類)

主な可搬型放射線計測装置の例

モニタ車に搭載する可搬型測定機材の例

9. 原子力災害時の医療の実施体制 (安定ヨウ素剤・避難退域時検査・簡易除染を含む)

PAZ内住民に対する安定ヨウ素剤の事前配布

- 福井県では、PAZ内住民を対象に平成26年度より説明会を実施。今後も説明会を実施し、配布を行う。
- 平成28年度より乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤を備蓄についても事前配布を実施。



地区	住民数 (人)	配布者 数 (人)
おおい町大島	746	595
おばまし うちとみ 小浜市内外海 (泊地区・堅海地区)	269	260
合計	1,015	855

※対象住民数
福井県：平成28年12月現在
※配布者数
福井県：平成29年2月現在

福井県における避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄状況と緊急配布

- 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、福井県は計53箇所の施設に合計1,920,000丸の丸剤と18,000gの粉末剤、乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤〇包を備蓄。
- 緊急配布は備蓄先より一時集合場所等に設置する緊急配布場所に搬送の上、対象住民等に順次配布・調製を実施。
- 原子力事業者は、福井県から要請があった場合は可能な範囲で備蓄している安定ヨウ素剤を貸与。

<福井県における安定ヨウ素剤の備蓄場所>



安定ヨウ素剤備蓄場所

福井県内: 53箇所中
大飯地域周辺備蓄13か所

県及び市町職員により、安定ヨウ素剤の搬送を実施

安定ヨウ素剤の緊急配布を実施

一時集合場所等
(計40箇所)

おい町: 4箇所
おばまし
小浜市: 17箇所
たかはまちょう
高浜町: 5箇所
わかさちょう
若狭町: 4箇所
みはまちょう
美浜町: 10箇所